

平成 26 年度短期外国出張者報告書簡

氏名 和久一彦	所属庁・官職 東京地方裁判所判事 (調査時 最高裁判所事務総局行政局付)	出張先 英国
提出書面		
平成 27 年 5 月 26 日付け 「英国における欧州人権裁判所と欧州人権条約締結国 の実情について (平成 26 年度短期外国出張報告書簡) 」		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none"><li>・欧州人権条約</li><li>・欧州人権裁判所</li><li>・補完性の原則</li><li>・評価の余地</li><li>・議会主権</li><li>・1998年人権法</li><li>・欧州人権裁判所と国内裁判所との対話</li><li>・ブрайトン宣言</li><li>・欧州人権条約第 15 議定書</li><li>・欧州人権条約第 16 議定書</li><li>・権利章典</li><li>・欧州人権条約からの離脱</li><li>・受刑者の選挙権制限</li></ul>		

平成 27 年 5 月 26 日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事 和 久 一 彦

(調査時 最高裁判所事務総局行政局付)

英国における欧州人権裁判所と欧州人権条約締結国の実情について

(平成 26 年度短期外国出張報告書簡)

当職は、平成 26 年度短期外国出張として、平成 27 年 3 月 1 日から同月 7 日までの間、英国ロンドンに出張し、標記の事項について調査を実施しました。

その結果の概要は、別紙「欧州人権裁判所と英国の実情について」のとおりです  
ので、ここに報告いたします。

なお、本調査に当たっては、最高裁判所事務総局秘書課及び在英国日本大使館の  
職員の方々から、多数の助力をいただきました。本報告に併せて、改めて謝意を申  
し上げます。

## 欧洲人権裁判所と英国の実情について

### 目 次

<b>第1 調査の概要</b>	1
1 調査の背景・目的	1
2 調査の経過	1
3 本報告書の構成	3
<b>第2 人権条約・人権裁の概要</b>	4
1 沿革	4
2 現行の人権裁の組織	5
3 現行の人権裁の手続	7
4 人権裁の審査手法（補完性の原則・評価の余地）	9
5 人権裁の判決理由	12
<b>第3 英国における人権保障の概要</b>	13
1 統治機構の概要	13
2 人権法の制定に至る経緯	13
3 人権法の概要	14
4 人権法の施行による影響	15
<b>第4 英国と人権裁をめぐる統計数値</b>	16
1 英国を当事者とする訴訟件数の推移	16
2 英国を当事者とする執行監視の件数	17

<b>第5 英国を当事者とする近時の人権裁判決の展開</b>	18
1 警察の不法行為責任	18
2 伝聞証拠の排除	19
3 受刑者の選挙権制限	20
<b>第6 人権裁と英国の裁判所との関係の実際</b>	21
1 人権法2条の解釈	21
2 人権裁と英国の裁判所との対話	22
3 人権裁に対する英国の裁判官の評価	24
<b>第7 英国における人権条約・人権法をめぐる近時の状況</b>	25
1 人権条約の改正をめぐる動き	25
2 人権法の廃止等に向けた動き	27
3 受刑者への選挙権付与に向けた動き	30
<b>第8 英国民の人権条約・人権裁に対する評価</b>	32
1 世論調査の結果	32
2 世論調査に対する評価	32
<b>第9 若干の考察</b>	33
1 英国における議論の現状（まとめと評価）	33
2 人権条約・人権裁の利点	35
3 人権条約・人権裁の課題	35
4 おわりに	37
<b>参考資料目録</b>	38

## 第1 調査の概要

### 1 調査の背景・目的

欧州人権条約（European Convention on Human Rights。以下「人権条約」という。）を実施するための裁判機関である欧州人権裁判所（European Court of Human Rights。以下「人権裁」という。）は、その設立以来、相当の歴史を有しております、ヨーロッパにおいて確固たる地位を確立しているとされる。そして、その判断は、人権条約の締約国における憲法秩序や裁判所の判断に大きな影響を与えているともいわれる。

他方、現在、アジアにおいては、人権裁のような、アジア地域で発生した人権問題を判断する国際的・地域的な裁判機関は存在していないが、近時、一部の国の司法関係者等から、そのような機関が設立されるべきであるとの提言もされているようであり、今後、この点についての議論がされる可能性もある。

そこで、人権裁の利点・課題等を把握するため、ヨーロッパで最も司法制度が発展している国の一である連合王国（United Kingdom。以下「英国」という。）において、人権条約・人権裁の国内法上の位置付け、人権裁による判決の国家機関に対する法律上・事実上の影響（人権裁と国内の裁判所との関係、判決の執行等）、人権裁に対する評価等について、その実情を調査することとした。

## 2 調査の経過

### （1）事前調査

まず、国内で入手することのできる文献・ウェブサイト等によって調査し、上記1の問題点を検討するための前提となる資料・情報を入手した。事前調査で入手した資料のうち主なものは、後記の参考資料目録（以下「目録」という。）第1、第2のとおりである。

そして、これらに基づき、訪問先（面談を実施すべき相手方）、面談で具

体的に聴取すべき事項等を検討した。

## (2) 面談の実施

上記(1)の事前調査を踏まえ、以下のとおり、平成27年（2015年）3月2日（月）～同月5日（木）、英国ロンドンにおいて、関係機関・研究者等に対する面談を実施し、上記1に関連する事項（人権裁の判例の取扱い、人権裁の役割・判断の影響、英国の裁判所と人権裁との対話、人権裁に対する評価、人権条約の改正による影響、人権法の廃止・権利章典の制定に向けた動き等）を聴取し、一部の面談者からは資料の提供を受けた。

① 王立裁判所（控訴院、行政裁判所） Royal Courts of Justice (Court of Appeal, Administrative Court)

（面談日時） 3月2日、3日

（面談者）

○ 控訴院

アーデン判事（国際司法関係責任者） Lady Justice Arden (Head of International Judicial Relationship)

○ 行政裁判所

ハドン・ケイブ判事 Mr Justice Haddon-Cave

② 庶民院 House of Commons

（面談日時） 3月3日

（面談者）

○ ヴァウン・ミラー氏（国際関係及び防衛調査部門責任者） Ms Vaughne Miller (Head of International Affairs and Defense Research Section)

○ アレクサンダー・ホーン氏（人権法及び憲法上席調査員） Mr Alexander Horne (Senior Researcher, Human Rights and Constitutional Law)

（提供を受けた資料）

目録第3の2のとおり

③ 司法省 Ministry of Justice

(面談日時) 3月4日

(面談者)

○ フarah・ツィアウラ氏 (人権及び安全保障政策副責任者) Ms Farah

Ziaulla (Deputy Director and Head of Human Rights and Security Policy)

○ ロブ・リンハム氏 (欧州評議会人権政策責任者) Mr Rob Linham

(Head of Council of Europe Human Rights Policy)

(提供を受けた資料)

目録第3の1のとおり

④ 人権合同委員会 Joint Committee on Human Rights<sup>1</sup>

(面談日時) 3月4日

(面談者) ムレイ・ハント氏 (法律アドバイザー) Mr Murray Hunt (Legal

Advisor)

(提供を受けた資料)

目録第3の3のとおり

⑤ シンクタンク「ポリシー・エクスチェンジ」 Policy Exchange

(面談日時) 3月5日

(面談者) ミカエル・ピントダスチンスキー博士 (政治・統治機構専門)

Dr Michael Pinto-Duschinsky

### 3 本報告書の構成

本報告書においては、事前調査を通じて収集した資料、面談での聴取内容、訪問先から提供を受けた資料等に基づき、まず、調査の前提事項である、人権

<sup>1</sup> 人権合同委員会は、議会 (Parliament) に設置された、庶民院と貴族院 (House of Lords) の双方が任命した委員12名から構成され、法案の人権条約適合性の審査を始め、英国における人権に関する問題（ただし、個別具体的な事件を除く）を検討する任務を有する機関である

（<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/joint-select/human-rights-committee/role/>）。

条約・人権裁の概要（第2），英国における統治機構・人権保障の概要（第3）を確認する。そして，英国と人権裁をめぐる統計数値（第4），英国を当事者とする近時の人権裁判決の展開（第5）といった基礎的な事情を概観した上で，人権裁と英国の裁判所との関係の実際（第6），英国における人権条約・人権裁をめぐる近時の状況（第7），英國民の人権条約・人権裁に対する評価（第8）について紹介する。以上を踏まえ，人権裁と締約国の裁判所との関係について若干の考察を試みる（第9）こととしたい。

## 第2 人権条約・人権裁の概要

### 1 沿革

1949年，加盟国の理想及び主義を実現するとともに，加盟国間の一層緊密な統一を達成することを目的として，英国を始めとする西欧・北欧の10か国から構成される欧州評議会（Council of Europe。以下「評議会」という。）が設立された<sup>2</sup>。50年，評議会は，世界人権宣言（Declaration of Human Rights）で掲げられた権利の一部（主として人身の自由，精神的自由）を実現するため，人権条約を採択した<sup>3</sup>。人権条約は53年に発効した。

人権条約は，評議会の枠組みの中で，政治的イニシアティブ・集団的決定によって実施されることを前提とし，人権条約上の権利は，欧州人権委員会（European Commission of Human Rights）<sup>4</sup>における審理と閣僚委員会（Committee of Ministers）<sup>5</sup>の決定によって実現するものとされ，締約国が受諾しない限り，各機関に対する個人の申立権は認められていなかった。また，人権裁が1959年に設立されたものの，締約国が受諾しない限り，当該締約国に対する人権

<sup>2</sup> 評議会は，ヨーロッパ共同体（European Community）又はヨーロッパ連合（European Union）とは別個の組織である。

<sup>3</sup> すなわち，人権条約は，評議会の加盟国が締約国となることとされたのである。

<sup>4</sup> 締約国と同数の委員から構成され，委員は，議員会議（Parliamentary Assembly）の役員会（Bureau）が指名した候補者の中から，閣僚委員会での選挙によって選出されるとされていた。

<sup>5</sup> 加盟国の政府代表各1名から構成される。

裁の管轄権は認められていなかった。

しかし、1960年代になると、上記の政治的イニシアティブによる人権救済が機能しないことが明らかになったことから、66年、英国が期限付きで個人の申立権と人権裁の管轄権を受諾すると、いくつかの国も同様の措置をとった。70年代になると、個人の申立権と人権裁の管轄権を受諾する国が増加し、90年に全ての締約国がこれらを受諾するという状況になった。

1990年代になると、冷戦の終結により、旧東側陣営の多数の東欧諸国が評議会に加盟することとなり、これらの国々を不可逆的に人権裁の管轄下に置く必要が生じたことから、94年、閣僚委員会の実質的な審理権限を廃止し、締約国が個人の申立権と人権裁の管轄権を自動的に受諾することなどを内容とする第11議定書が締結され、98年に発効した。

もっとも、締約国の増加により、人権裁に提訴される事件数が飛躍的に増加した上、人権裁の判決を執行しない事案が増加した。そのため、2004年、人権裁が事件を選別することができる制度<sup>6</sup>、判決の執行を監視する制度を設けることなどを内容とする第14議定書が締結された。10年、同議定書が発効した結果、人権裁について、現在とほぼ同様のシステムが完成した。

## 2 現行の人権裁の組織

### (1) 構成

人権裁は、締約国（2014年3月現在47か国）と同数の裁判官によって構成され、うち1名が長官（President）、2名が副長官（Vice-President）である。人権裁の裁判官は、各締約国が指名する3名の候補者の中から議員会議の選挙によって選ばれ、任期は9年（再任不可）、定年は70歳である。その任命資格は、高潔な人格を有し、かつ、高等の司法官に任せられるのに

---

<sup>6</sup> 受理可能性（Admissibility）の要件の創設、単独裁判官（single-judge formation）に対する受理可能性の審査権限の付与等である（後記3(1)参照）。

必要な資格を有する者又は能力の認められた法律家であることである（その実態については後記(2)参照）。裁判官は個人の資格で職権を行使し、その独立が保障されている。長官は、人権裁の裁判官全体会議により選出され、任期は3年である。

人権裁の行政的単位として、5つの部（Section）が設けられ、各裁判官はいずれかの部に属する。各部の構成に当たっては、各裁判官の出身地域・性の均衡、司法制度の差異等が考慮される。各部には9～10名の裁判官が属し、そのうち1名が部長となる。

人権裁の裁判機関として、大法廷（Grand Chamber）、小法廷（Chamber）及び委員会（Committee）が設けられている。大法廷は、長官、副長官、各部の部長、当事国のために選出された裁判官を含む17名の裁判官から構成される。小法廷は、部ごとに、部長と当事国のために選出された裁判官を含む7名の裁判官（その余の裁判官は輪番制）から構成される。委員会は、各部から輪番制で選出された3名の裁判官から構成される。大法廷、小法廷、委員会の役割分担は後記3(1)のとおりである。

## (2) 裁判官の選任

人権裁の裁判官の任命資格は上記(1)のとおりであるが、面談者のリンハム氏（司法省）によれば、人権裁に対する最も重要な批判の一つとして裁判官の質が挙げられるとのことであった。

同氏によれば、裁判官の質を高めるため、裁判官に要求される経験、資格、言語能力等に関するガイドラインが定められているところ（後記第7の1(1)参照）、英国の議会、政府、裁判所は、人権裁にとって有益な裁判官の選任を重視しており、高い質の候補者を確保するよう努力しているとのことであった<sup>7</sup>。もっとも、同氏によれば、47の全締約国から1名ずつ裁判官を選任

<sup>7</sup> 同氏によれば、英国は、政府の法律顧問、経験豊富な弁護士、裁判官経験者の中から比較的高名な法律家を候補者として選んでおり、前長官のニコラス・ブラッザ（Nicolas Bratza）を始めこれまで

しなければならないため、全ての国が英國のように高い水準の裁判官を選任しているわけではなく、特に最近民主化された新興国においては、従前の歴史に関わっておらず、かつ、経験豊富な法律家を裁判官として選任することに困難を来しているとのことであった<sup>8</sup>。

また、面談者のホーン氏（庶民院）によれば、人権問題に関して評価の芳しくない締約国から選出された裁判官の加わった人権裁が、非常に軽微な問題についてまで積極的に踏み込んだ判断をしたことなどから、国内問題に踏み込みすぎであるとの批判が出てきているように思われるとのことであった（後記第6の3参照）。

### 3 現行の人権裁の手続

#### (1) 判決確定まで

締約国又は個人は、締約国の行為が人権条約に違反すると考える場合には、人権裁に対して訴えを提起することができる。ほとんどの事件は個人が提訴するものであるため、以下では、個人に関する一般的な手続を概観する。

人権裁が受理した事件は、長官によっていずれかの部に配てんされ、まず、単独裁判官が受理可能性（人権条約35条）の有無を審査する。なお、国内の救済手段が尽くされていることが、受理可能性が認められるための要件の一つとなっている。単独裁判官は、当該事件につき受理可能性がないと判断した場合には、その旨を宣言し又は当該事件を事件リストから削除し（この判断に不服申立てをすることはできない。）、受理可能性があると判断した場合には、委員会又は小法廷による審理に付する。

委員会は、受理可能性の有無を審査し（その後の対応は単独裁判官の場合

---

長官を3名輩出しているとのことであった。

<sup>8</sup> 同氏によれば、小国の方が経験豊富で良質な法律家を裁判官に選任する傾向にあるとのことであった。具体的には、現在のスピルマン（Spielmann）長官は、締約国中で7番目に小さいルクセンブルクから、ヴィリガー（Villiger）副長官は、締約国中で2～3番目に小さいリヒテンシュタインからそれぞれ選任されている。

と同様である。), 受理可能性があると判断する場合において, 当該事件の争点が十分に確立した人権裁の判例の対象になっているときは, 本案について判決をすることができる。

小法廷は, 受理可能性の有無について審査し, 受理可能性があると判断する場合には, 当事者に意見書・証拠の提出, 口頭弁論への出席を求めることができる (原則は書面審理である。)。小法廷は, 人権条約の解釈に関する重要な問題が含まれている場合又は判例と異なる解決を与えようとする場合には, 当該事件を大法廷に回付することができる。小法廷が判決をした場合には, 当事者は, 3か月以内に当該事件を大法廷に回付することを求めることができる。この求めがされた場合には, 大法廷の5名の裁判官から構成される審査部会 (panel) が受理の要件 (当該事件に人権条約の解釈に関する重要な問題又は一般的な重要性のある問題が含まれていること) の有無を審査し, 審査部会が受理したときに限り, 大法廷が審理判断をする。

人権裁は, 締約国が人権条約に違反していると判断し, かつ, 締約国の法律が部分的な救済しか認めていない場合には, 当事者に対して「公正な満足」

(just satisfaction) を与える判決をする。これには金銭的な補償が含まれる。

人権裁は, 判決に理由を付さなければならない (判決理由は後記5参照)。

## (2) 判決確定後 (執行)

人権裁の判決が確定すると, 当該事件の当事者となっている締約国は, 当該判決に拘束され, これに従わなければならない。すなわち, 当該締約国は, 当該判決に従い, 金銭の支払又は国内法の改正等をしなければならない。もつとも, この拘束力は, 国際法上の拘束力を意味するにとどまり, 国内法的な効力を有するものではなく, 当該締約国がこれに従わなかつたからといって, 国内法上, 問題となった措置が無効になるわけではない。

このように, 人権裁の判決の執行は, 当該締約国自らが行うものとされて いるため, その執行を閥僚委員会が政治的・外交的に監視するものとされて

いる。具体的には、判決が確定すると、遅滞なく当該事件が閣僚委員会の議題とされ、当該締約国は、当該判決を執行するためにとった措置を通報するよう求められる。そして、各事件は、「公正な満足」が与えられたと閣僚委員会で決議されるまで、繰り返し、閣僚委員会の人権特別会合（年6回開催）の議題とされる。

この閣僚委員会による監視を実効的なものとするため、不履行確認訴訟（infringement proceedings）の制度が設けられている。すなわち、閣僚委員会は、当該締約国が判決に従うことを拒否していると認める場合、当該締約国に通告を行った上で、3分の2の多数決により、人権裁に対し、当該締約国が当該判決に従う義務を怠ったか否かについての判断を求めることができる。人権裁は、義務違反があったと認めるときは、とるべき措置を検討させるため、当該事件を閣僚委員会に付託する。

#### 4 人権裁の審査手法（補完性の原則・評価の余地）

##### （1）はじめに

人権裁は、人権条約の解釈において、目的論的解釈（purposive interpretation）、実効的解釈（effective interpretation）、発展的解釈（evolutive interpretation）、自律的解釈（autonomous interpretation）等の手法をとってきたといわれる<sup>9</sup>が、これは国内法の解釈とそれほど大きく異なるものではないと思われる。

これに対し、人権条約の枠組みに特有と思われる審査手法が、人権裁が1970年代から判例法理として発展させてきた「補完性の原則」（principle of subsidiarity）及び「評価の余地」（margin of appreciation）という審査手法である<sup>10</sup>。

##### （2）内容

<sup>9</sup> 詳しくは、目録第1の1⑤の文献参照。

<sup>10</sup> これらが初めて採用されたのは、1976年の判決（*Handyside v UK*）といわれている。

「補完性の原則」とは、人権条約による人権保障のシステムは補完的な存在であるから、人権裁の任務は、当該国家に代わってあるべき措置を策定することではなく、当該国家がとった措置が人権条約に違反するか否かを審査するにとどまるというものである。この点、面談者のハント氏（人権合同委員会）によれば、同原則は、人権条約が国内法に劣後するという考え方ではなく、人権条約上の権利を保護する第一次的な責任が各締約国にあるという考え方であると指摘されている。

「評価の余地」とは、人権条約の必要性の判断については、人権裁よりも事情に通じた当該国家の方が適切に判断することができるという前提に立ちつつ、人権裁が人権条約違反の認定に関する最終的な判断権を有していることをも踏まえ、国家が人権条約上の権利を制約するに当たっては、当該国家に一定の裁量・評価（appreciation）があることを認め、当該制約がその裁量の範囲内である限り人権条約違反とは認めず、ヨーロッパにおける最低基準を下回った場合に初めて違反を認めるという法理である。

もっとも、当該国家に無限定の裁量が認められるわけではなく、人権裁は、ヨーロッパにおける共通基準の存否（締約国により国内法・国内慣習が異なっているか否か）、制約される権利の性質、事件の特質等に応じ、その裁量の広狭を判断しているとされる。すなわち、共通基準が存在すれば国家の裁量が狭くなりやすいのに対し、共通基準が存在しなければ国家の裁量が広くなる傾向にある。また、私的生活に関する権利（人権条約8条）については、その範囲が広範で実現方法も多様であることから、国家の裁量が広く認められやすいのに対し、政治的表現の自由（人権条約10条）については、国家の裁量が狭く解される傾向にあるとされる<sup>11</sup>。

そして、面談者のハント氏（人権合同委員会）は、近時の人権裁は、各締約国が国内法的に人権条約を適切に履行しているか否かについて、より注目

---

<sup>11</sup> 例えば、1985年の判決（*Barthold v Germany*）が挙げられる。

するようになってきており、締約国は自国の取扱いに対する司法判断を否定するために評価の余地を主張することはできないと指摘している。

なお、面談者のアーデン判事に対し、ヨーロッパはアジアに比べて宗教的・文化的な共通性が高く、共通基準を見出しやすいのではないかと質問したところ、同判事は、ヨーロッパの国々も、コモン・ロー（common law）と大陸法の違い、自殺・代理母の許容性といった倫理上の問題に対するアプローチの違い（自殺は英国では違法であるがオランダでは適法である。）など、かなり文化的な背景を異にしていると回答した。

### （3）評価

以上からすると、「補完性の原則」も「評価の余地」も、人権条約上の権利を保障するに当たり、人権裁と締約国との役割分担を図ることによって、人権条約の実効性を担保するという機能を果たしてきたと評価することもできる。しかし、これらの原則については、理論として一貫していない、その適用範囲が曖昧かつ不明確であるといった批判もされている。

この点、面談者のアーデン判事によれば、補完性の原則も評価の余地も、個別具体的なルールではなく一般的な原則であるから、ある事件で適用されたか否かを明言することは難しく、必ずしも全ての事件で適用されているわけではないとのことであった。

他方で、面談者のハント氏（人権合同委員会）によれば、人権裁は、これまで評価の余地を適用する理由を説明せず、その結果を宣言するのみであったことから、上記の批判は一面において正当であるとのことであった。もつとも、最近の人権裁は、そのような姿勢を変え、国内の議会における議論の状況、過去の人権裁の判例等を参照した上、政策と人権との衡量や人権条約適合性の判断について民主的に行われた国内判断に敬讓するなどの理由を説明するようになってきているとのことである。

また、面談者のリンハム氏（司法省）は、① 評価の余地によれば、一国

のみが文化的な理由で他の46か国の定着した慣行と異なる取扱いをしている場合には人権条約違反になるが、このこと自体、その前提（国内事情に通じた当該国家の方が適切に判断できること）に矛盾し、評価の余地はそもそも論理矛盾を内包した考え方である上、②これまでの人権裁では、小法廷ごとに上記各原理の適用にばらつきがあったと指摘していた。ただし、同氏によれば、人権裁は、過去5年間で、これらの原則の適用を改善させてきているとのことである。

以上の点に関する英国での議論の状況は、後記第5、第6で詳述する。

## 5 人権裁の判決理由

人権裁の判決は、個別意見制ではなく共同意見制を採り、厳密な先例拘束性の原理を取らず、当事者の主張を逐一吟味しない比較的定型的なものであり、英米法ではなく大陸法下のものに近い。

面談者のリンハム氏（司法省）は、人権裁の判決は、英米法に親しんだ者から見ると不自然であり、特に英国の裁判官からその質について批判がされているが、その多くは異なる法制度についての理解不足や誤解から生じたものにすぎないように思うと述べていた。

また、面談者のハント氏（人権合同委員会）も、人権裁の判決理由が不明確で一貫性に欠けると批判することはできるが、それは、判決が多数意見を一つにまとめたもので、各裁判官の間の微妙に異なる意見が包括的な言葉にまとめられてしまうからであって、この問題は他のヨーロッパの裁判所にも当てはまる上、英国の判決についても、多数の長すぎる個別意見が羅列されているため、裁判所の多数意見の内容が何であるかを確認するのが難しいという批判をすることができると述べていた。

### 第3 英国における人権保障の概要

#### 1 統治機構の概要

英国には成文憲法がないが、300年以上前からのコモン・ロー上の統治機構の原則として、「議会主権」(Parliamentary Sovereignty)が確立している。議会主権とは、国王、貴族院及び庶民院から構成される議会のみが無制限の立法権を持ち、議会以外の何人も、議会の制定した立法を無効とし又はその適用を否定することはできないという原則である。したがって、英国の裁判所は、我が国やアメリカ合衆国の裁判所のように、議会の定めた法律の憲法適合性を審査した上、適合しないと判断した法律の適用を否定する違憲審査権を有していない（これに対し、行政機関の定めた命令の法律適合性を審査することはできる。）。そして、英国が批准した条約も、議会が国内法として制定しない限り、国内法上は効力を有しない。

#### 2 人権法の制定に至る経緯

コモン・ロー上、市民は人身の自由や討論の自由といった「市民的自由」(civil liberties)を有しているところ、第二次世界大戦後、これらが世界人権宣言や人権条約で定められた（上記第2参照）。もっとも、議会主権によれば、理論的には、英国内において、議会は、この市民的自由をも無制限に制約することができ、当該市民は、裁判所にその救済を求めることができない。また、人権裁の判例は、英国の裁判所に対して法的拘束力を有しない<sup>12</sup>。

しかし、1980年代後半から、議会が制定した法律の人権条約への適合性が人権裁で争われる事案が増え、政府の措置のいくつかが人権条約に違反するとの判決がされるようになると、多数派の定めた立法によっても奪うことのできない「人権」(human rights)の観念を訴える団体が増えるようになった。

<sup>12</sup> もっとも、面談者のツィアウラ氏（司法省）によれば、英国の裁判所は、英国内の人権問題に適用されるべき原理・原則を探求するため、人権裁の判例を参考することもあったとのことである。

このような背景の下、トニー・ブレア (Tony Blair) 率いる労働党 (Labour Party) は、1997年の総選挙で人権条約を国内で実施する法律の制定を訴え、政権につくと直ちに同法案を提出し、98年に同法案を人権法 (Human Rights Act 1998) として成立させた。同法は2000年に施行された。

### 3 人権法の概要

人権法の下では、公権力 (public authority) が人権条約上の権利 (Convention right) に適合しない行為をすることは、議会の制定した法律 (primary legislation, 以下「制定法」という。) の規定に拘束され他の行為を採り得なかつた場合又は制定法が同権利に適合しない場合を除いて違法であり<sup>13</sup>、その違法行為の被害者 (victim) は、裁判所に救済を求めることができる。

裁判所は、人権条約上の権利に関する問題を判断する場合には、人権裁の判断 (judgment), 決定 (decision), 宣言 (declaration) 及び勧告的意見 (advisory opinion) 等を「考慮」 (take into account) しなければならない (2条)。この人権法2条が、「従う」 (follow) ではなく、「考慮」という柔軟な解釈を許す文言を使用しているため、具体的な事件において、これをどのように解するかが問題となる (後記第5、第6参照)。

制定法は、可能な限り人権条約上の権利に適合的するよう、解釈され効力を与えられ (be read and given effect) なければならない。イングランド・ウェールズにおいては、高等法院 (High Court) 以上の裁判所は、制定法の規定が人権条約上の権利に適合しないと判断するときは、その旨を宣言する (以下「不適合宣言」という。) ことができるが<sup>14</sup>、不適合宣言 (declaration of incompatibility)

<sup>13</sup> リンハム氏 (司法省) によれば、この原理の意味するところは、実務的には、英国の政府機関が、  
① 自らの公権力の行使が国内法のみならず人権条約に適合するか否かまで検討しなければならないこと、  
② 人権をより強力に保障する観点から積極的な行動をとらなければならないことの2つであるが、後者については、前の労働党政権と現在の保守党 (Conservatives) を始めとする連立政権とで若干のスタンスの違いがあるようと思われるとのことであった。

<sup>14</sup> 人権法の施行から2014年までの間に29件の不適合宣言がされ、うち20件が確定している。

は、当該規定の効力及び執行には何ら影響を与えることなく、当事者に対する拘束力も有しない。不適合宣言がされた場合において、国務大臣は、「強力な理由」(compelling reason)があると認めるとときは、命令(order)を発することにより、不適合性を解消するために必要な制定法の改正をすることができる。すなわち、人権法の明文には定められていないが、人権法は、不適合宣言がされた場合には、通常の立法手続を通じて是正措置がとられることを前提としている<sup>15</sup>。

また、人権法の下では、裁判所は、公権力の行為が違法であると認めたときは、公正で適切な(just and appropriate)救済を与えることができる。もっとも、損害賠償は、当該裁判所が賠償を命じる権限を有しており、かつ、他の救済措置を考慮しても必要であると認める場合に限り、認められる。

#### 4 人権法の施行による影響

英国内においては、人権法の施行後は、上記3の枠組みの下で人権救済が図られることになった。もっとも、人権法は、人権条約を国内法化したものにすぎないから、成文憲法ではなく、あくまで他の法律と同列の位置付けである。

##### (1) 行政機関に対する影響

面談者のリンハム氏(司法省)は、人権法の施行による第1の影響として、救済の迅速性を挙げた。すなわち、施行前も、人権条約上の権利を根拠に法律の改正を求める、最終的には人権裁に救済を求めることが可能だったが、人権裁では完結まで5～7年程度もかかっていたのに対し、施行後は、国内の裁判所に直接救済を求めることが可能、1年内に事件が完結することになった(その結果、政府内においては、政策が人権条約に適合しているか否かを検討する優先順位が上がった)とのことであった。

同氏は、第2の影響として、全ての公務員が人権に関する研修を受けなけ

---

<sup>15</sup> 確定した20件の不適合宣言のうち、15件については法改正がされ、4件については判決時に既に法改正がされており、1件については法改正の検討中である(2014年現在)。

ればならないため、公務員の間に人権保障の文化ができたことを挙げた。同氏によれば、人権保障政策の方向性は、前の労働党政権に比べると現政権の下では若干弱められた感があるが、政府職員の間にその文化や精神は根付いているため、政策決定に当たっては政策目的と人権保障とのバランスを考慮するようになっているとのことであった。

## (2) 裁判所に対する影響

面談者のハドン・ケイブ判事（行政裁判所）によれば、英国における司法審査（judicial review）は、伝統的に、公権力の行使において法令の定めた手続が履践されているか、その手続が公正であるか、事実に基づいて判断がされているか等を検討するという比較的単純なものであったが、人権法の施行後は、司法審査に人権保障の観点が持ち込まれ、公権力の行使における判断内容の相当性という評価にまで踏み込まざるを得ないことになり、複雑で難しい問題を引き起こすことになってきているとのことであった。

## 第4 英国と人権裁をめぐる統計数値

### 1 英国を当事者とする訴訟件数の推移

2009～13年に人権裁に提訴された事件のうち、英国を被告とする事件の件数の推移は、次の表のとおりである（出典は参考資料目録第3の2①であり、原資料は同第2の1である。）。

		2009	2010	2011	2012	2013	合計
新受件数		1,127	2,744	1,542	1,701	908	8,022
既済 件数	総数	782	1,196	1,047	2,071	1,646	6,742
	申立不適法	764	1,175	1,028	2,047	1,633	6,647
	条約違反なし	4	7	11	14	5	41
	条約違反あり	14	14	8	10	8	54

上記の表によれば、2013年における既済事件（総数1646件）のうち、英國の条約違反が認定された事件は8件であり、認容率は0.5%となる。面

談者のリンハム氏（司法省）もミラー氏（庶民院）も、英国の人権条約違反の件数が多くないことを強調していた。

そして、上記のような統計上の数値を踏まえ、リンハム氏は、英国が人権裁の判決を踏まえて法律や政策を変更しなければならない事態に陥ることはまれであり、人権裁の英国に対する影響は小さいと述べ、また、ツィアウラ氏（司法省）は、英国は人権保障に積極的であると述べていた。

## 2 英国を当事者とする執行監視の件数

2013年末現在、閣僚評議会が人権裁による判決の執行を監視している事件（上記第2の3(2)参照）の未済件数は、次の表のとおりである（出典は参考資料目録第3の2①であり、原資料は同第2の1である。）。

順位	国	件数
1	イタリア	2,593
2	トルコ	1,727
3	ロシア	1,325
4	ウクライナ	957
5	ポーランド	764
⋮		
30	英国	27

上記の表によれば、英国は、判決の執行が完了していない事件を抱えている国の順位としてはむしろ下位にあり、1位のイタリアは英国の約96倍、2位のトルコは約64倍、3位のロシアは英国の約49倍もの件数について執行を完了していないことになる。

なお、面談者のリンハム氏（司法省）・ハント氏（人権合同委員会）によれば、英国は、これまで一度も執行を積極的に拒絶したことはなく（ハースト事件に対する政府の対応（後記7の3）も、執行の検討中と評価すべきであるから、同様である。）、一般的には迅速に執行しているとのことであった。そして、両氏によれば、執行を完了することができない事件の多くは、北ア

イルランド紛争に関連する事案で、政治的・歴史的な理由から執行が困難であるとのことであった。

## 第5 英国を当事者とする近時の人権裁判決の展開

### 1 警察の不法行為責任

英国の貴族院(最上級裁判所)は、1988年のヒル事件(*Hill v Chief Constable of West Yorkshire*)において、警察は、特定の犯罪被害者に対して損害の発生を防止する注意義務を負わないから、警察活動を理由とする不法行為責任を負わないと判断した。

しかし、人権裁は、1998年のオスマン事件(*Osman v UK*)において、上記の法理は警察の不法行為責任を一律に免責するものであるとして、被害者の公正な裁判を受ける権利(人権条約6条)を侵害すると判断した。これに対しては、2001年のバレット事件(*Barrett v London Borough of Enfield*)において、貴族院のブラウン=ウィルキンソン卿(Lord Brown-Wilkinson)が、特定の被害者との関係で注意義務を否定することと、警察の不法行為責任を一律に免責することとは異なるなどと判示した上、オスマン事件における人権裁の判断は「極めて理解し難い」と批判した。

この批判を踏まえ、人権裁は、2001年のZ事件(*Z v UK*)において、注意義務の否定を責任の免除と性格付けるのは相当ではないと判示し、上記の貴族院の立場に理解を示した。なお、この判決には、面談者のアーデン判事が非常勤裁判官として構成員に加わっていたところ、同判事は、人権裁が英国裁判所の判決を誤解していた旨を率直に認め、自らが判決に加わったことでその誤りを是正することができた旨を述べていた(後記第6の2参照)。

他方で、英国の貴族院も、警察については注意義務を否定する立場を維持したもの、児童虐待の事案における地方自治体、訴訟活動を担当する弁護士については、注意義務を否定する立場から肯定する立場へと判例を変更した(*W v*

*Essex County Council, 2001; Hall v Simons, 2002)。*

## 2 伝聞証拠の排除

人権裁（小法廷）は、2009年のアル・カワジャ事件（*Al-Khawaja v UK*）において、全員一致で、2件の刑事事件における英国の事実審裁判所の措置が、被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害すると判断した。問題となった措置というのは、裁判所が、刑事訴訟法（Criminal Justice Act 1988, 2003）に基づき、1件では審理前に死亡した証人の調書を、他の1件では被告人を恐れて法廷での証言を拒んだ目撃証人の調書を、それぞれ陪審員に示すことを許可したというものであり、当該裁判所は、当該調書だけに依拠して判断することは危険である旨を陪審員に説示したものの、いずれの事件でもこれらの調書が唯一の又は決定的な証拠となって被告人が有罪とされた（なお、控訴院は、同裁判所の措置によって公平は保たれていたと判断していた。）。英国政府は、人権裁の上記判決を不服として、事件を大法廷に回付するよう求めた。

これに対し、英国の控訴院は、アル・カワジャ事件の小法廷判決の2か月後、同事件と同様の論点が問題となったホーンカースル事件（*R v Horncastle*）において、伝聞証拠がたとえ唯一又は決定的な証拠となって被告人が有罪になったとしても、反対尋問を受けないことにつき合理的な理由があり、かつ、法律が被告人に一方的に不利に働くかのような対抗策を裁判所において確保することを明確に定め、裁判所がこれに従って審理をした場合には、公正な裁判が保障されたといえるとして、5名の全員一致で、アル・カワジャ事件の小法廷判決に従わない判断をした。英国の最高裁判所（Supreme Court）も、全員一致で控訴院の上記判断を支持し、人権裁の判断を誤りとした。そして、フィリップス（Phillips）長官は、人権法2条にいう「考慮」の解釈に関し、英国の裁判所は、人権裁が締約国内の手続を十分に理解して判断したかどうかに不安を覚えるときは、理由を述べて人権裁の判断に従わないことができるとした。

これを受けた人権裁（大法廷）は、回付を受けたアル・カワジヤ事件の判決において、公正な裁判を受ける権利の侵害があったか否かは、当該伝聞証拠が唯一の又は決定的な有罪の根拠となったか否かのみではなく、諸般の事情を総合的に考慮して手続全体が公正にされたか否かといった観点から判断すべきであって、英国の刑事訴訟法による手続は、他の法律及びコモン・ローによつて補強され、原則として裁判の公正さを確保するセーフガードになつているとの一般論を示した上で、① 1件については、15対2の多数で、公正な裁判を受ける権利の侵害があったとはいえないと判断し、② 1件については、全員一致で、同権利の侵害があったと判断した。なお、長官のブラッザは、同事件の小法廷と大法廷のいずれにも関与しているため、ホーンカースル事件の判決を受けてその意見を変更したことになるが、補足意見において、同事件は人権裁と国内の裁判所との「対話の好例である」と評した（後記第6の2参照）。

### 3 受刑者の選挙権制限

英国においては、1870年の投票権はく奪法（Forfeiture Act 1870）の施行から現行の人民代表権法（Representation of the People Act 1983）に至るまで、受刑者については、刑期の長短を問わず、服役中はその投票権を一律に停止している<sup>16</sup>。したがつて、受刑者は、たとえどれだけ刑期が短かったとしても、収容中に選挙が実施された場合には選挙権を行使することができないのに対し、たとえどれだけ刑期が長かったとしても、選挙前に出所すれば選挙権を行使することができることになる。

人権裁は、殺人罪で服役していた受刑者が原告となった2005年のハースト事件（*Hirst v UK (No.2)*）の判決において、上記のような法律は、個々の受刑者の反社会的行為の程度に応じた制裁として許容することのできる正当性を

<sup>16</sup> 面談者のリンハム氏（司法省）によれば、英国では、選挙権は「権利」（right）というよりは「恩典」（privilege）と考えられており、受刑者が選挙権をはく奪されるのは当然であるといった考えがあるとのことであった。

備えていないため、投票権（人権条約第1議定書3条）を侵害すると判断した（ただし、当該原告に対して具体的な救済は与えなかった。）。

ハースト事件の判決を契機に、受刑者又は受刑者であった者から人権裁に対する提訴が2500件以上に急増し、人権裁は、ハースト事件と同様の争点が争われた2010年のグリーンズ事件（*Greens v UK*）の判決においても、人権条約に違反している旨を判断した上、さらに踏み込み、判決の確定から6か月以内に法律を改正するよう命じた。

## 第6 人権裁と英国の裁判所との関係の実際

### 1 人権法2条の解釈

上記第3の2のとおり、人権法2条は、英国の裁判所に人権裁の判例を「考慮」するよう求めているところ、上記第5のとおり、英国の裁判所が人権裁の判例に従わない事例も散見される。そこで、この「考慮」の意義が問題となる。

#### (1) 実態

面談者のアーデン判事・ホーン氏（庶民院）によれば、実態としては、英国の裁判所は、人権裁が英国の判例を誤解しているような例外的な場合でない限り、基本的に人権裁の判例に従っているところ、人権裁は、概ね英国の判例を理解した上で適切な判断をしているとのことであった。

なお、上記第5の1のとおり、Z事件で人権裁の誤解を解消した経験を有するアーデン判事によれば、人権裁の裁判官が直接英国の裁判官に尋ねることができないことから、人権裁の職員が十分に英国の判例を理解していないと、人権裁が英国の判例を誤解することになるとのことであった。

また、ホーン氏（庶民院）によれば、英国の裁判所は、人権裁の判例に従うか否かを判断するに当たっては、人権裁の大法廷と小法廷のいずれがした判決かについても注意を払っているようであるとのことであった。

面談者のリンハム氏（司法省）も同様に、英国の裁判所は、人権裁の判例

に従わないと最終的には人権裁に提訴されることから、「ちょうど」(no less but certainly no more; no more but certainly no less)<sup>17</sup>などと表現されるように、通常は人権裁の判断に従っているとのことであった。

## (2) 実態に対する批判

もっとも、上記(1)のような実態に批判的な見解もある。

人権法を制定した当時の大法官 (Lord Chancellor) であったアービン卿 (Lord Irvine) は、2011年の講演において、人権法2条が人権裁の判例に拘束力を認めたものでないことは明らかで、英国の裁判官は自らの判断で人権救済を図るべきであるのに、多くの裁判官が余りに安易に人権裁の判例に従ってしまっていると述べている。

また、控訴院の裁判官であるローズ判事 (Lord Justice Laws) も、2013年の講演において、人権法2条にいう「考慮」の文言からすれば人権裁の判例に拘束力はないはずであって、人権裁の判例に執着することは、国内の裁判所による自律的な人権法の発展を阻害するものであると述べている。

## 2 人権裁と英国の裁判所との対話

人権裁は、近時、国内の裁判所との「対話」(dialogue) を重視してきたとされる。具体的には、人的交流と事件を通じた対話とが挙げられる。

### (1) 人的交流

例えば、コスタ (Costa) 元長官の当時から、人権裁は、頻繁に締約国の裁判所を訪問するとともに、各締約国の最上級裁判所の裁判官を招へいし、その様子を人権裁のウェブサイトに公開するなどしてきた。

この点について、面談者のアーデン判事によれば、人権裁と国内の裁判所との定期的な会合は年1～2回であり、英国からは1～2名の高位裁判官

<sup>17</sup> 2004年のユラー事件 (*R(Ullah) v Special Adjudicator*) において、当時の貴族院の首席裁判官 (Senior Law Lords。最高裁判所長官に相当する。) であったビンガム卿 (Lord Bingham) がこの表現を用いている。

(高等法院以上の判事) が出席する、同会合では個別の事件について議論をすることではなく、原理・原則といった一般論について議論する、英國においては高位裁判官の数が多くない(最高裁は12名、控訴院は42名)ため、出席した裁判官が他の裁判官と非公式に話をするだけで情報の共有ができる、報告書や論文を作成することはしていないとのことであった。

## (2) 事件を通じた対話

上記(1)に加え、人権裁は、ブラッザ前長官の当時から、具体的な事件を通じた対話をも重視してきたとされる。ブラッザ前長官は、2012年、「人権条約を自ら適用する国内の裁判所は、人権裁判所自身の解釈を発展させる上で、影響を及ぼし得る」とした上で、アル・カワジヤ事件(上記第5の2参照)は、「建設的精神の下、両者で行われた非常に貴重な交流である」と述べている。

この点について、面談者のアーデン判事によれば、人権裁は、必ず判断の前に当該事件における国内の裁判所の判断内容を検討し、これを検討の出発点としているから、英國の裁判所の判決は人権裁に影響を与えていたといえるとのことであった。

## (3) 両者の関係

面談者のアーデン判事によれば、上記の(1)、(2)の各方法はそれぞれ目的・効果が異なるためどちらがより重要であるとは断言することができず、双方とも重要であるとのことであった。

なお、同判事は、2009年に行った講演において、人権裁の制度をより成功させるための方策として、① 人権裁と国内の裁判所とが事件を通じてより多くの対話をすること、② 人権裁が国内の裁判所の役割を理解し、国内の裁判所の判断を尊重すること、③ 人権裁の判断に遡及効を持たせず、将来効のみを与えること、④ 人権裁が判決理由をより明確にすることの4点を挙げている。

### 3 人権裁に対する英国の裁判官の評価

以下のとおり、英国の裁判官の間では、人権裁に対する評価が分かれているように見受けられる。

#### (1) 批判的な見解

貴族院の裁判官であったホフマン卿 (Lord Hoffman) は、2009年の講演において、アル・カワジヤ事件（上記第5の2参照）等を例に挙げた上、人権条約はそもそも抽象的な権利を各締約国に均一に適用することを前提としたものではないところ、外国人から構成される人権裁が各締約国の評価の余地を認めず、各締約国の定めた立法の詳細に介入することは、憲法的な正統性を欠いており、人権裁に対する個人の申立権を認めたことは問題であると批判的な意見を述べている。

最高裁の裁判官であるサンプション卿 (Lord Sumption) も、2013年の講演において、ハースト事件（上記第5の3）等における人権裁の判断は、解釈の領域及び人権条約の文言を逸脱した法創造であって、民主的な正統性を欠くものであるなどと述べている。

#### (2) より中立的な見解

これに対し、記録長官 (Master of the Rolls) であるダイソン卿 (Lord Dyson) は、2014年の講演において、上記(1)のような少数の高位の裁判官の発言は個人的な見解にすぎず、人権裁に対しては裁判官の間でも様々な見方があるところ、人権法を制定した議会は、従来のコモン・ローの下では求められていなかった価値判断をすることを裁判官に求めるという政治的決断をしたといえると述べている。

面談者であるアーデン判事は、他の裁判官が人権裁の判断に批判的であるか否かについてコメントすることはできないが、見解が異なるとすれば、それは基本となるアプローチの違いによるのではないか、人権裁制度の有益な

点は多数の国における人権保障の状況を知ることができ、それによって地域の結び付きを強めることができることになることである（国内の事件のみを扱っていては、そのようなことはできない。）、自分はどのようにすれば人権裁に関する制度がより良くなるかという観点から発言していると述べていた（上記2(3)参照）。

## 第7 英国における人権条約・人権法をめぐる近時の状況

### 1 人権条約の改正をめぐる動き

#### (1) ブライトン宣言

人権裁は、2012年1月のオスマン事件 (*Othman (Abu Qatada) v UK*) において、英国政府によるテロリスト容疑者の国外追放は、人権条約3条には違反しないが人権条約6条に違反する旨の判決をしていた。その後に行われた評議会の議員会議において、閣僚委員会の議長国となった英国のデイビット・キャメロン (David Cameron) 首相<sup>18</sup>は、「評価の余地が縮減したので論争が大きくなつた。…人権裁判所は、いくつかの事件において、合理的な国内プロセスによる判決を人権裁判所の判決に取り換がちであった…我々は、一緒に、これに対する解決を見つけなければならない。…人権裁判所はヨーロッパの人々の信頼を失うことはできない」などと演説し、人権裁の判決に対する疑義を述べた上、人権裁の改革を行うことを宣言した。

英国は、同年の閣僚委員会において、人権条約の本文に「補完性の原則」及び「評価の余地」を明記することを目論んでいたようであるが、最終的に発表された同年4月のブライトン宣言 (Brighton Declaration) では、① それらを人権条約の前文に明記すること、② 締約国内の裁判所が、人権裁に対し、人権条約上の権利の解釈・適用に関する問題について勧告的意見 (advisory opinion) を求めることができるか否かは、各締約国の選択に委ねられるべき

<sup>18</sup> キャメロン首相は、野党時代から、人権法に対する異議を積極的に唱えていたとされる。

であること、③ 各締約国による裁判官の候補者選定に関するガイドラインの制定を推奨することなどの方向性が示されることとなった。

## (2) 第15議定書

上記(1)のブライトン宣言を受けて、評議会は、2013年、「補完性の原則」及び「評価の余地」を人権条約の前文に明記することなどを内容とする第15議定書(Protocol No.15)を採択した。

人権合同委員会は、2014年の報告書(目録第3の3①)において、上記各原則の前文への明記は、人権保障に当たっての国家の第一次的な責任を強調し、人権条約の生命における新たな時代に入ったことを象徴するものであるから、第15議定書は批准されるべきであるとの意見を述べた。英国政府は、上記意見を踏まえ、15年4月に同議定書を批准した。

もっとも、同議定書は、全ての締約国が批准していないため、いまだ発効していない。

なお、第15議定書による改正後の人権条約の前文は、「締約国は、補完性の原則に従い、この条約及び議定書の定める権利及び自由を保障する第一次的な責任(primary responsibility)を有し、そのために、この条約によって設立された欧州人権裁判所の監督(supervisory jurisdiction)の下、評価の余地を享受することを確認する。」というものである。

## (3) 第16議定書

上記(1)のブライトン宣言では選択制が提案されたが、2013年、評議会は、多くの国の強い要望もあって、勧告的意見の制度の創設などを内容とする第16議定書(Protocol No.16)を採択した。同議定書は、英国によっていまだ批准されておらず、また、10以上の締約国が批准していないため、いまだ発効していない。

ブライトン宣言の作成に関わった面談者のリンハム氏(司法省)によれば、現在、英国は、勧告的意見の制度を採用しないとは明言していないが、依然

として同制度の実効性に疑問を抱いており、第16議定書が発効するか否か、発効後の同制度が実際にどのように機能するか（具体的には、多忙な人権裁の業務量にどのような影響を与えるか、同制度を導入すると英国の裁判所の理由付けが劇的に変わるため、人権裁がどのような形で意見を述べるか）を確認したいとの立場を取っているとのことである。この点、面談者のアーデン判事・ツィアウラ氏（司法省）は、EU法の分野では既に勧告的意見の制度が導入されているが、同制度の下では事件処理の速度が遅くなるという問題があり、人権裁における制度も同様の問題が生じる可能性があるとの懸念を述べていた。

## 2 人権法の廃止等に向けた動き

### (1) 人権裁の管轄からの離脱を唱える議論

2011年、本調査の面談者であるピント・ダスチンスキー博士（ポリシー・エクスチェンジ）らは、「権利の再度の里帰りを」（Bringing Rights Back Home）と題する報告書を作成し、人権裁は起草者の意思を超える形で人権条約を適用し、各締約国間における文化等の相違を考慮しておらず、その役割が問題であるから、人権条約の他の締約国との間で、人権裁の裁判官が各締約国の国内の裁判官に裁量を与えるよう交渉をし、そのような交渉が功を奏しない場合には、人権裁の管轄から離脱すべきである旨を提唱した。なお、同報告書の序文には、人権裁に批判的な立場を探るホフマン卿（上記第5の3(1)参照）が寄稿している。

ピント・ダスチンスキー博士によれば、上記の報告書を作成したのは、人権裁のように広範で強力な権限を有する国際的な裁判機関は、民主的正統性の観点からすると比較的新しく、評議会でいまだ十分な検討がされていないため、憲法原理に基づいた議論がされるべきであると考えたからとのことであった。そして、同博士によれば、国際的な裁判機関と国内の民主的な政府

との関係については、① 当該機関が取り扱う問題の種類（人権問題に限るか憲法問題も含むか、人権問題のみを取り扱うとしてその範囲をどうするか）、② 当該機関の説明責任（裁判官の選任、権力の抑制と均衡の確保の方法をどのように行うか）、③ 司法審査の性質（勧告的なものか義務的なものか）という3点が問題となるところ、その検討に当たっては、最終的な判断権限が当該裁判機関と国内の議会のいずれに存するかが最も重要な問題であり、個人的には、通常の事態では当該機関に帰属するが、非常事態では議会が特別の手続（3分の2以上の特別多数決）で当該機関の判断を覆すことができるようすべき（もっとも、現時点では、非常事態か否かを明確に区別することは困難である。）と考えているとのことであった。

## （2）権利章典委員会における議論

2011年、保守党と自由民主党（Liberal Democrat）との間の連立綱領等を受けて、司法省に権利章典委員会（Commission on a Bill of Rights）が設置され<sup>19</sup>、権利章典の制定の要否が検討された。同委員会は8名の委員から構成され、その一人に上記(1)のピント・ダスチンスキー博士が選任されたものの、同博士は、自己の意見が聴き入れられていないなどとして、委員を辞任した。12年、同委員会は報告書を作成したが、議論は全員一致とはならず、意見が分かれた。

多数派の6名は、人権法は人権条約をそのまま国内法化するという特殊な形態の法律で、提案した労働党も権利章典の前段階のものとして位置付けていたこと、多くの国は自国で権利章典を定めていることなどから、権利章典の制定はあり得るもの、当時はスコットランドの独立運動がされていたことなどもあって、時期尚早との立場であった。

面談者のハント氏（人権合同委員会）も、英国独自の権利章典を制定する

---

<sup>19</sup> ただし、同委員会は、司法省から独立した組織であったため、面談者のリンハム氏（司法省）らは、議論の詳細までは把握していなかった。

には、極めて複雑で難しい問題をはらんでいる地方分権の問題を解決しなければならず、その制定は難しいであろうと指摘している。

### (3) 人権法の廃止を内容とする保守党の提案

上記(2)のとおり、英國独自の権利章典の制定は時期尚早とされたものの、キャメロン首相率いる保守党は、2014年9月、「英國における人権保障－英國の人権法の改正に向けた保守党の提案－」(Protecting Human Rights in the UK: The Conservatives' Proposals for Changing Britain's Human Rights Laws。目録第2の2①参照)と題するパンフレットを作成した。

同パンフレットは、受刑者の選挙権、テロリストの国外追放等を例として掲げ、人権裁は人権条約の起草者の意図を超えて人権条約上の権利を拡大し続けている、労働党の制定した人権法は、比例性 (proportionate) の名の下に政策の当否という政治判断を裁判官に強いるとともに、人権条約への適合的な解釈を通じて制定法の意味を変更するものであって議会主権を侵害しているなどと指摘した上で、人権裁が英國の裁判所を拘束し、英國の法律を変更する権限を有することにならないよう、人権法を廃止することなどを提案している。

### (4) 人権法廃止の実現可能性

もっとも、上記(3)の提案の実現可能性について、本調査の面談者の多くは懐疑的な意見を述べた。

ツィアウラ氏 (司法省)によれば、連立政権を構成している自由民主党は、前回の選挙では人権法を変更しない立場を採っていたから、現在の政権は、全体としては人権法を変更しないという立場であり、司法省としては、次回の選挙結果を注視しているとのことであった。

ホーン氏 (庶民院)によれば、保守党議員の多くは人権条約から離脱することについて否定的である上、他の与党も人権法を維持する方針であるから、保守党が次回の選挙で大勝しない限り上記法案が可決されることはないよ

うに思われるが、現在の世論調査の結果からすると一党が選挙で圧倒的多数を形成することはないであろうこと、現在の与党においては、EUから離脱するか否かの住民投票の方が優先的な課題であり、人権法の優先度はそれほど高くないことからすると、人権法が廃止される可能性は小さいであろうとのことであった。

ミラー氏（庶民院）によれば、外交的観点からしても、英国が人権条約から離脱すると、仮に国内法的効力を有する権利章典を設けたとしても、他の締約国による人権保障に悪影響が生じるおそれがあるから、英国の離脱は容易ではないとのことであった。

ハント氏（人権合同委員会）によれば、上記の提案は、首相と内相（内務大臣）の影響によるものであるが、必ずしも保守党の総意ではない上、その実現のためには、保守党のみで議会の多数派を形成する必要があるが、最近の世論調査の結果を見る限りそのような事態にはならないであろうし、法律家の発言力が強い貴族院が人権法の擁護に積極的であることからも、人権法の廃止は極めて困難であろうとのことであった。

なお、本調査後に実施された庶民院の総選挙（2015年5月7日）において、政権与党の保守党は、選挙公約の一つとして、人権法の廃止や人権裁判の英国に対する拘束力の廃止等を掲げていた<sup>20</sup>ところ、単独で過半数の議席を獲得することとなった<sup>21</sup>。今後の動向が注視されるところである。

### 3 受刑者への選挙権付与に向けた動き

2010年のグリーンズ事件の判決（上記第5の3）を受けて、英国政府は受刑者の選挙権制限を緩和する法改正の準備に入っていたが、庶民院の平議員

<sup>20</sup> 保守党のウェブサイト（<https://www.conervatives.com/manifesto>）参照。

<sup>21</sup> 選挙結果（定数650議席、過半数326議席）は、保守党331、労働党232、スコットランド国民党（Scottish National Party）56、自由民主党8、民主統一党（Democratic Unionist Party）8、その他15であった（<http://www.bbc.com/news/election/2015/results>）。

(backbenchers) による阻止の動きが活発になり、その結果、庶民院は、11年2月、現行の制度を維持する旨の議決をした（賛成234、反対22。大臣等の政府関係者は評決に加わっていない。）<sup>22</sup>。

もっとも、政府は、2012年11月、議会に対し、① 4年以上の刑期の受刑者について選挙権を制限する、② 6か月以上の刑期の受刑者について選挙権を制限する、③ 受刑者の選挙権の一律禁止を維持する、という3つの選択肢を設けた上で改正法案を提出した。これに対し、選挙権（受刑者）法案合同協議会（Joint Committee on the Draft Voting Eligibility (Prisoners) Bill）は、13年12月、12か月以上の刑期の受刑者については選挙権を制限し、出所後は6か月のリハビリ期間を経て権利を回復させるのが相当であるとの報告書を作成した。

もっとも、現在まで、英国政府はこの提案に対する応答をしておらず、改正の目処は立っていない。このことから、人権合同委員会は、15年3月、政府に対し、次期議会において速やかに上記提案を実現するための法改正をするよう勧告する旨の報告書を作成している。

この報告書の作成に関与した面談者のハント氏（人権合同委員会）によれば、議員は、上記の問題を、人権裁と議会のいずれが最終的な判断を下すかという問題と捉え、議会がそのような判断を下すべきと考えているが、人権裁は、全ての受刑者に選挙権が与えられるべきとの立場を取っているわけではなく、民主的な議論を通じて選挙権を認める受刑者とそうでない受刑者との間に線が引かれるべきとしているにすぎないのであって、刑期の長さ等の合理的な根拠に基づいて線引きをすれば、評価の余地の範囲内にあるとして、その判断を受け入れるよう思われるとのことであった。

---

<sup>22</sup> 面談者のハント氏（人権合同委員会）によれば、ハースト事件の判決に対する英国民の圧倒的な反応は批判的なものであったことから、議員の意見もそれを反映したものとなっているであろうとのことであった。また、面談者のホーン氏（庶民院）は、議会が選挙権付与に消極的なのは、議員のポピュリズムとハースト事件の判決後の議会の反応が拒否的なものであったことから、今さら積極的になることへのためらいもあるようであると述べていた。

## 第8 英国民の人権条約・人権裁に対する評価

### 1 世論調査の結果

2014年7月、市場調査会社のユーガブ（YouGov）が、英国民2078名を対象に、人権条約に関する世論調査を実施した（出典は目録第3の2⑨である。）。その結果の概要は次のとおりである。

① 英国は人権条約から離脱すべきか否か<sup>23</sup>。

離脱すべき	41%
離脱すべきでない	38%
分からぬ	21%

② 仮に英国が人権条約から離脱した場合、英国は「権利章典」という形式の新たな法律を制定すべきか。

いいえ	20%
はい	59%
分からぬ	21%

### 2 世論調査に対する評価

上記1の世論調査の結果について、面談者のホーン氏（庶民院）によれば、一般の人々が答えやすいように質問を構成すれば、世論調査の結果を有利に導くことはそう難しいことではないとのことであった。

また、面談者のミラー氏（庶民院）は、上記の世論調査は、対象者の選別方法も明らかになっておらず、どこまで信用してよいか分からぬ上、メディア（特にタブロイド紙）が、ごく少数の人権裁の判決（例えば上記第7の1(1)のオスマン事件）に対して反対の立場からの報道をし、それが一般国民の人権裁

<sup>23</sup> この質問の前文として、「現在、英国は人権条約の締約国であり、仮に人権が侵害されたと感じた場合には、最終的には人権裁に提訴することができます。ある人々は英国が人権条約から離脱すべきであると主張していますが、他の人々は英国は人権条約を維持すべきであると主張しています。」と記載されている。

に対する印象に影響を与えていていることも考えられるとのことであった。

さらに、上記ホーン氏・面談者のリンハム氏（司法省）によれば、ハースト事件（上記第5の3参照）の判決後、英国内では、判決理由を踏まえた人権裁の判断内容の合理性ではなく、殺人・強姦等の重大犯罪をした受刑者にまで選挙権を与えるのかという感情に訴える報道がされたことから、一般国民が人権裁に対して好ましくない印象を持った可能性があるとのことであった。

なお、面談者のハント氏（人権合同委員会）は、英国の最高裁判所判事のヘイル卿（Baroness Hale）は、受刑者の選挙権制限の適否が争われた2013年のチェスター事件（*Chester v Mcgeoch*）において、受刑者に選挙権を与えるべきか否かの世論調査に関する証拠を引用し、「いいえ」の回答が多数派であるものの、その数が減少しつつあるとしており、この点は注目に値すると指摘していた。

## 第9 若干の考察

以上の調査結果を踏まえ、以下のとおり、若干の考察を試みた。

### 1 英国における議論の現状（まとめと評価）

人権条約は、英国で発展した市民的自由を明文化したものである（上記第3の2参照）上、英国は、人権条約の発効時から締約国であるとともに、人権裁の管轄が義務的でなかった時代において、他の締約国に先駆けて人権裁の管轄を受諾している（上記第2の1参照）。そして、英国は、統計的にみても、人権裁で敗訴する率が著しく低い上、人権裁の判決の執行監視を受けている件数も他の締約国と比べても相当に低い（上記第4参照）。さらに、英国の裁判所は、実情としては、原則として人権裁の判例に従って人権問題に関する事件を処理しているといえる（上記第6の1参照）。

以上の事実からすると、英国は、人権条約上の権利の実現を先導してきた国であるとともに、現在も、基本的には、人権条約・人権裁の枠組みを受け入れ、

これに従って人権保障を実現していると評価することができよう。

もっとも、確かに、一部の事案においては、英国の裁判所が人権裁の判例に従わず（上記第5の1、2参照）、英国政府・議会が人権裁の判決を直ちに執行しない（上記第5の3、第7の3参照）といった事態が発生している。また、有力な法律家が人権裁の判断の在り方等に対して批判的な発言をし（上記第6の3参照）、一定の政治勢力も人権法・人権裁の管轄の廃止に向けた動きをみせているところ、近時の総選挙の結果は、その動きを支持されていることを窺わせるものとなっている（上記第7の2参照）。また、一部の世論調査においては、人権条約にとどまるべきとの回答よりも離脱すべきとの回答が多い結果となっている（上記第8の1参照）。

しかし、上記でみたとおり、英国が人権裁の判例に従わず、また、判決を直ちに執行しないというのは、統計上も、経験豊富な実務家の実感としても、極めて例外的な事象というべきであって、人権裁の判断を肯定的に受け止めている法律家も一定数は存在している（上記第6の3参照）。加えて、面談者の言等を踏まえれば、政治的に人権法の廃止（人権条約からの離脱）の実現可能性が確実であると断ずるにはいまだ躊躇を覚え（上記第7の2参照）、世論調査の結果については、その信用性や意味付けを慎重に吟味する必要がある（上記第8の2参照）上、人権条約にとどまるべきとの回答数と離脱すべきとの回答数との差が顕著であるとまではいえない（上記第8の1参照）。

以上を総合的に考慮すれば、上記でみたような人権条約・人権裁に対する一部の拒否的な反応を殊更に強調することにより、英国が全体として人権条約・人権裁の枠組みに反対しており、近い時期にこれらの枠組みから離脱する可能性が高いとまで断ずるのはやや早計にすぎるように思われる。英国は、今後も当面の間は、現行の人権条約・人権裁の枠組みを前提として人権保障を図っていく可能性もいまだ否定することはできないのであって、双方のいずれの可能性をも念頭に置いた上で、英国における動向を今後も引き続き注視していくべ

きとするのが穏当な見方ではなかろうか。

## 2 人権条約・人権裁の利点

現行の人権条約の枠組みは、各締約国が個人の人権裁に対する直接的な提訴権を当然に受諾するとしていることに加え、人権裁で敗訴した締約国による判決の執行を政治的に監視する制度を整備している（上記第2の1、3参照）。

この枠組みが、ヨーロッパにおける人権保障の実効性・確実性を高める上で有效地に機能していることは、人権裁の設立・権限強化の経緯に照らしても明らかであろう（上記第2の1参照）。現に、英国は、基本的に人権裁の判決を迅速に執行しているということができる（上記第4の2参照）。

加えて、英国においては、人権法が人権裁の判例を考慮するよう要請している結果として、国内の裁判所が、人権裁の判例を通じ、他の締約国における人権保障の在り方、人権侵害の状況等を把握することにより、人権保障に対する理解を深めることができるという利点もあるであろう（上記第6の3参照）。

## 3 人権条約・人権裁の課題

### （1）一般的な課題

もっとも、他方で、人権裁が、「補完性の原則」や「評価の余地」を安定的に適用しない（上記第2の4参照）とか、締約国の判例を誤って理解している（上記第5の1、2参照）という事態が発生していることも確かである。このような事態が頻発するとすれば、各締約国の人権条約・人権裁の枠組みに対する信頼が損なわれ、ひいては、これを維持していくことが困難にもなりかねないから、今後、人権条約・人権裁の枠組みを更に効果的に運用していくためには、上記のような事態を回避すべく制度を改善していくことが、締約国・人権裁にとっての課題ということができるであろう。

しかるところ、上記のような事態が発生する理由としては、人権条約の締

約国全てが、等しく優秀な裁判官を選任しているわけではない（上記第2の2参照）ため、人権裁は、裁判官の構成いかんによっては、人権裁の判例、締約国の法制度等を十分に理解することができない場合があることが挙げられよう。そうすると、人権裁においては裁判官を補佐する職員を充実させる措置を、各締約国においては安定的に優秀な裁判官を選任できる措置をそれぞれとすることが必要であって（上記第2の2、第7の1参照）、これらをどのように実現していくかが当面の課題といえるのではなかろうか。

また、「補完性の原則」や「評価の余地」の適用については、これらの概念がいまだ発展途上にあること（上記第2の4参照）から、個別具体的な事例の処理を通じて理論を進化させざるを得ない面があることも否定できないであろう。この点については、近時、人権裁の判断に改善もみられること（上記第2の4参照）を踏まえると、人権裁における議論の進展を見守るのが相当であろう。

## （2）英国に特有の課題

上記1でみたとおり、英国において、人権裁に対する批判が有力であるとの理由としては、上記（1）で述べたところに加え、英国に特有の事情があることにも留意すべきであろう。

すなわち、英国においては、成文憲法がない上に、長年にわたって、議会が無制限の立法権を有するという議会主権の原則が採用されてきた（上記第3の1参照）ため、人権法の施行により一定の変化は生じている（上記第3の3、4参照）とはいえ、議会以外の機関（取り分け民主的基盤を持たない裁判所）が、民主的に選出された議員によって構成される議会において適式な手続を経て制定された法律の適否（内容の合理性）を判断するという法文化（換言すれば違憲審査制を肯定的に評価するような考え方）がいまだ十分に根付いていないように見受けられる。そのため、特に議会主権の原則に慣れ親しんでいる議員・法律家にとっては、制定法（しかもその内容）の不合

理性を指摘する人権裁の判断に対し、著しい違和感を覚えるのではなかろうか（上記第6の3、第7の2参照）。この点は、英国の憲法原理の根本ひいては政治哲学にも関わる問題であるから、英国民にとっても、有効な回答を見出すのは容易なことではないであろう。

また、英国の法律家は、個別意見制を採った上、微に入り細を穿つような長文の理由から構成される英米法系に特有の判決理由に慣れ親しんでいることから、共同意見制を取り、包括的な文言で簡潔に表現することを旨とする大陸法系に近い人権裁の判決理由では、人権裁の真に意図するところを汲み取ることができず、違和感を覚えることが指摘されている（上記第2の5参照）。このことは、逆にいえば、大陸法系の判決理由に慣れ親しんだ人権裁の裁判官にとっては、英国の判決理由が分かりにくく、そのために英国の判例を誤解しやすい結果として、上記(1)の事態が生じていることにもなるのではなかろうか。この課題を克服するためには、上記(1)と同様に、人権裁の裁判官を補佐する職員を充実させ、各締約国が優秀な裁判官を選任することによって克服することができるであろうし、さらには、人権裁と英国の裁判所の双方にとって分かりやすい判決理由を工夫すべく、双方が人的交流等の「対話」（上記第6の2参照）を活用する余地もあるように思われる。

#### 4 おわりに

英国における人権条約・人権裁をめぐる事情については、上記1のとおり今後も流動的な状況が続くことが見込まれるとともに、上記3のとおり克服すべき課題も少なくないことから、今後も引き続き注視していく必要があるといえよう。

## 参考資料目録

※ URLが記載されているものは、ウェブサイト上で閲覧することができるものである。

### 第1 邦語資料

#### 1 人権条約・人権裁の概要

- ① ルツィウス・ヴィルトハーバー「ヨーロッパ人権裁判所と人権保障」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(平成20年, 信山社) xxiii 頁
- ② 小畠郁「ヨーロッパ人権条約実施システムの歩みと展望」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(平成20年, 信山社) 2 頁
- ③ 小畠郁「ヨーロッパ人権裁判所の組織と手続」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(平成20年, 信山社) 10 頁
- ④ 江島晶子「ヨーロッパ人権条約が保障する権利」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(平成20年, 信山社) 18 頁
- ⑤ 江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所の解釈の特徴」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(平成20年, 信山社) 28 頁

#### 2 人権条約・人権裁と英国との関係

- ① 江島晶子「ヨーロッパ人権条約とイギリス」(平成20年, 信山社) 33 頁
- ② 江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所と国内裁判所の「対話」? —Grand Chamber Judgment of Al-Khawaja and Tahery v the United Kingdom—」坂元茂樹ほか編『芹田健太郎先生古稀記念 普遍的国際社会への法の挑戦』(平成25年, 信山社)
- ③ 江島晶子「イギリスにおける「公正な裁判」—多層的人権保障システム下

における、イギリス・コモン・ローおよびヨーロッパ人権条約による「公正な裁判を受ける権利」の彫琢—」比較法研究2012（平成24年）70頁

④ 中村民雄「欧州人権条約のイギリスのコモン・ロー憲法原則への影響—「法の支配」の変・不变—」早稲田法学87巻3号（平成24年）659頁

## 第2 英語資料

### 1 人権条約・人権裁の概要

○ 人権裁ウェブサイト <<http://www.echr.coe.int>>

### 2 人権条約・人権裁と英国との関係

① Conservatives, “Protecting Human Rights in the UK: The Conservatives’ Proposals for Changing Britain’s Human Rights Laws” (2014)

<[https://www.conervatives.com/~/media/files/downloadable%20Files/human\\_rights.pdf](https://www.conervatives.com/~/media/files/downloadable%20Files/human_rights.pdf)>

② Commission on a Bill of Rights, “A UK Bill of Rights? The Choice Before Us” (2012) <<http://www.justice.gov.uk/about/cbr>>

③ Rt Hon Lady Justice Arden DBE, “Peaceful or Problematic? The Relationship between National Supreme Courts and Supranational Courts in Europe”, 29 Yearbook of European Law (2011) 3

<<http://yel.oxfordjournals.org/content/29/1/3.full.pdf+html>>

④ Michael Pinto-Duschinsky, “Bringing Rights Back Home: Making human rights compatible with parliamentary democracy in the UK”, Policy Exchange Report (2011)

<<http://www.policyexchange.org.uk/publications/category/item/bringing-rights-back-home-making-human-rights-compatible-with-parliamentary-democracy-in-the-uk>>

⑤ Alice Donald et al (Human Rights and Social Justice Research Institute, London

Metropolitan University), “The UK and the European Court of Human Rights”,  
Equality and Human Rights Commission Research Report 83 (2012)

<<http://www.equalityhumanrights.com/publication/research-report-83-uk-and-europe-an-court-human-rights>>

⑥ Lord Hoffman, “The Universality of Human Rights”, Judicial Studies Board  
Annual Lecture (2009)

<<http://www.brandeis.edu/ethics/pdfs/internationaljustice/bijj/BIJ2013/hoffmann.pdf>>

⑥ Lord Irvine of Lairg, “A British Interpretation of Convention Rights”, UCL  
Judicial Institute Lecture (2011)

<<http://www.laws.ucl.ac.uk/event/british-interpretation-convention-rights-2/>>

⑦ Lord Sumption, “The Limits of Law”, Sultan Azlan Shah Lecture (2013)

<<https://www.supremecourt.uk/news/speeches.html#2013>>

⑧ Lord Justice Laws, “The Common Law and Europe”, Hamlyn Lectures (2013)

<<https://www.judiciary.gov.uk/announcements/speech-lj-laws-hamlyn-lecture-2013/>>

⑨ The Rt Hon Lord Dyson, Master of the Rolls, “Are the judges too powerful?”,  
UCL Bentham Association Presidential Address (2014)

<<http://www.laws.ucl.ac.uk/news-article/lord-dyson-annual-bentham-association-address/>>

### 第3 訪問先から提供を受けた資料

#### 1 司法省

① Ministry of Justice, “Responding to human rights judgments”, Report to the Joint  
Committee on Human Rights on the Government response to human rights  
judgments 2013-14 (2014)

<<https://www.gov.uk/government/publications/responding-to-human-rights-judgments-2013-14>>

s-2013-to-2014>

- ② Ministry of Justice, “Responding to human rights judgments”, Report to the Joint Committee on Human Rights on the Government response to human rights judgments 2012-13 (2013)

<<https://www.gov.uk/government/publications/report-to-the-joint-committee-on-human-rights-on-the-government-response-to-human-rights-judgments-2012-13>>

- ③ Ministry of Justice, “Responding to human rights judgments”, Report to the Joint Committee on Human Rights on the Government response to human rights judgments 2011-12 (2012)

<<https://www.gov.uk/government/publications/report-to-the-jchr-on-the-government-response-to-human-rights-judgements-2011-12>>

## 2 府民院

- ① Vaughne Miller, “Protocol No.15 to the *European Convention on Human Rights*: subsidiarity and the margin of appreciation”, House of Commons Library Standard Note [SN/IA/7053] (2014)

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN07053/protocol-no15-to-the-european-convention-on-human-rights-subsidiarity-and-the-margin-of-appreciation>>

- ② Vaughne Miller and Alexander Horne, “The UK and Reform of the European Court of Human Rights”, House of Commons Library Standard Note [SN/IA/6277] (2012)

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN06277/the-uk-and-reform-of-the-european-court-of-human-rights>>

- ③ Vaughne Miller, “The European Convention on Human Rights and the Court of Human Rights: issues and reforms” , House of Commons Library Standard Note [SN/IA/5936] (2011)

<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05936/the-european-convention-on-human-rights-and-the-court-of-human-rights-issues-and-reforms>>

- ④ Vaughne Miller, “Protocol 11 and the New European Court of Human Rights”, House of Commons Library Research Paper [98/109] (1998)  
<<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP98-109/protocol-11-and-the-new-european-court-of-human-rights>>
- ⑤ Alexander Horne and Vaughne Miller, “Parliamentary Sovereignty and the European Convention on Human Rights”, Second reading: The House of Commons Library blog (6 November 2014)  
<<http://commonslibraryblog.com/2014/11/06/parliamentary-sovereignty-and-the-european-convention-on-human-rights>>
- ⑥ Alexander Horne, “Where next for the Human Rights Act?”, Second reading: The House of Commons Library blog (2 October 2014)  
<<http://commonslibraryblog.com/2014/10/02/where-next-for-the-human-rights-act>>
- ⑦ Alys Thomas and Elisabeth Jones, “A “British Bill of Rights”: implications for devolution”, In Brief: National Assembly for Wales Research Service blog (5 November 2014)  
<<https://assemblyinbrief.wordpress.com/2014/11/05/a-british-bill-of-rights-implications-for-devolution>>
- ⑧ Ministry of Justice, “Responding to human rights judgments”, Report to the Joint Committee on Human Rights on the Government response to human rights judgments 2013-14 (2014)  
<<https://www.gov.uk/government/publications/responding-to-human-rights-judgments-2013-to-2014>>
- ⑨ YouGov, “Scepticism about human rights as well as the ECHR”  
<<https://yougov.co.uk/news/2014/07/20/scepticism-about-human-rights-well-echr>>

### 3 人權合同委員會

- ① Joint Committee on Human Rights, “Human Rights Judgments”, Seventh Report of Session 2014-15 [HL Paper 130, HC 1088] (2015)  
[<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201415/jtselect/jtrights/130/13002.htm>](http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201415/jtselect/jtrights/130/13002.htm)
- ② Joint Committee on Human Rights, “Protocol 15 to the European Convention on Human Rights”, Fourth Report of Session 2014-15 [HL Paper 71, HC 837] (2014)  
[<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201415/jtselect/jtrights/71/7102.htm>](http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201415/jtselect/jtrights/71/7102.htm)
- ③ Joint Committee on the Draft Voting Eligibility (Prisoners) Bill, “Draft Voting Eligibility (Prisoners) Bill”, Report, Session 2013-14 [HL Paper 103, HC 924] (2013)  
[<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201314/jtselect/jtdraftvoting/103/10302.htm>](http://www.publications.parliament.uk/pa/jt201314/jtselect/jtdraftvoting/103/10302.htm)

以上